

## ⇩ 役員退職金の損金算入時期

**Q** : 役員の退職金を支給しなければなりません、資金繰りの関係で分割支給を検討しています。この場合の退職金の損金算入時期はどうなりますか？

**A** : 原則は株主総会等の決議等によりその額が確定した日の事業年度ですが、支給した日の事業年度に損金経理をすれば認められます。

### 【解説】

役員退職金の損金算入時期は、株主総会等の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度が原則となっていますが、具体的に確定する事業年度の前の事業年度において、取締役会で内定した金額を支給し、これを損金経理したときは、この支給日の属する事業年度において損金の額に算入することが出来ることとされています。

この取扱いは、役員退職金を分割支給する場合においても同じですから、原則は、株主総会等の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度の損金となりますが、実際に支給した日の属する事業年度において支給した金額について損金経理をすれば、これが認められることとなります。

ただし、分割支給する合理的な理由もなく分割支給をして利益操作をしていると認められるときは、否認されるものと思われます。

また、支給が長期にわたって行われるときは退職年金とみなされることもありますので注意してください。

